

郡山市休日・夜間急病センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市休日・夜間急病センター条例施行規則（昭和50年3月27日郡山市規則第11号）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(診療等)

第2条 郡山市休日・夜間急病センター（以下「急病センター」という。）は、保険医療機関として、国民健康保険、社会保険各法及び老人保健法並びに生活保護法に規定する療養の給付を行う。

2 市長は、急病センターの医療業務を行うにあたり、医師、歯科医師、歯科衛生士及び看護師等を配置し、円滑な運営に努めるものとする。

3 急病センターで行う診療は、外来診療とし、往診、入院、手術及び精密検査は行わないものとする。

4 第2項に規定する医師は、応急処置を行うにあたり、必要が生じた場合、他の医師に対して応援を求めることができる。

5 市長は、第2項に規定する医師及び歯科医師が、入院を必要と認めた患者の収容のために、他の医療機関に病床を確保するように努めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和54年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。